

今後の地域協議会の進め方について

1 委員の任期と次期委員の選出について

- ・ 現委員の任期は平成 31 年 3 月末日まで
- ・ 4 月以降も継続就任いただけるかをご相談させていただく予定
- ・ 公募市民については新年度以降あらためて募集予定。
(新年度 1 回目の開催が 7 月を予定しているため、5 月中旬頃公募予定)

2 障害者配慮条例の改正について

- ・ 条例の改正に関わる事項も本協議会の所掌事務には含まれる。
- ・ 現在、市として新たな指針を検討している背景もあり、現時点で障害者配慮条例を改正する必要性は低いと認識している。
- ・ 合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の運用や相談体制の整備含め、来年度の協議会の中でも課題等をあらためて整理し、条例や規則、要綱等の改正の必要性が認められる場合には協議していく。

3 来年度の開催予定と協議内容について

- ・ 年 2 回程度の開催を予定（7 月と 2 月を予定）
- ・ 上記の制度運用に関することを含め、規則に定める内容を協議する。
- ・ 必要に応じて、委員からの報告や提案を受ける時間を確保する。